県章

三重県公報

平成25年3月5日（火）
第　2476　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
131	広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更許可	（市町行財政課）	2
132	保安林の指定を解除する予定である旨	（治山林道課）	2
133	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(サービス産業振興課)	2
134	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（　同　）	3
	海調委告示		
2	漁業権の免許内容等の事前決定についての公聴会の開催	(海区漁業調整委員会)	4
	公　　告		
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・ＮＰＯ課)	4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	（　同　）	5
	同件	（　同　）	5
	同件	（　同　）	6
	三重県表彰規則の規定による表彰者	（国体準備課）	6
	収去した飼料の試験結果の概要の公表	（農畜産課）	7
	土地改良区の解散認可	（農地調整課）	8
	同件	（　同　）	8

告　　示

三重県告示第 131 号

桑名・員弁広域連合から申請のありました、広域連合の処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により平成 25 年 2 月 26 日許可しました。

平成 25 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

三重県告示第 132 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定ですので、同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1　1　解除予定保安林の所在場所

三重郡菰野町大字菰野字北渓日向 8498 の 1（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

3　解除の理由

指定理由の消滅

第 2　1　解除予定保安林の所在場所

三重郡菰野町大字菰野字北渓日向 8498 の 1（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

公衆の保健

3　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び菰野町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 133 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 25 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)バロー藤方店

津市藤方字山ノ越 1884-1 ほか 23 筆

2　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称	住　　所	代表者の氏名
株式会社バロー	岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1	田代　正美

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称	住　　所	代表者の氏名

株式会社バロー	岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1	田代　正美

3　大規模小売店舗の新設をする日

平成 25 年 10 月 22 日

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,723 ㎡

5　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位　置
駐車場①	56 台	縦覧による
駐車場②	55 台	縦覧による
合　計	111 台	

(2)　駐輪場の収容台数及び位置

	収容台数	位　置
駐輪場	50 台	縦覧による

(3)　荷さばき施設の面積及び位置

	面　積	位　置
荷さばき施設	116 ㎡	縦覧による

(4)　廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物等の保管施設	容　量	位　置
生ゴミ庫	22.3 ㎥	縦覧による
ダンボール庫	23.8 ㎥	縦覧による
合　計	46.1 ㎥	

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名　　称	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー	午前 9 時	午後 9 時 30 分

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

(3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	数	位置
駐車場①	4	縦覧による
駐車場②	2	縦覧による
合　計	6	

(4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午前 4 時まで

7　届出の日

平成 25 年 2 月 21 日

8　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

9　届出等の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 3 月 5 日から同年 7 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 134 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称並びに当該大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により朝日町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 3 月 5 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　スーパーセンターオークワみえ朝日インター店
　三重郡朝日町柿区画整理17街区
2　朝日町から聴取した意見
　意見なし
3　意見の縦覧場所
　三重県雇用経済部サービス産業振興課
4　意見の縦覧の期間及び時間
　平成25年3月5日から同年4月5日まで
　開庁日の午前9時から午後5時まで

海調委告示

三重海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、漁業権の免許内容等の事前決定について、次のとおり公聴会を開催します。

平成25年3月5日

三重海区漁業調整委員会会長　掛　橋　　武

1　期日
　平成25年3月19日（火）　午前10時から午前11時まで
2　場所
　三重県津市栄町一丁目954　三重県栄町庁舎4階　三重海区漁業調整委員会委員室
3　目的及び内容
　次の海域における漁業権の免許内容等の事前決定について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	漁場計画を樹立する海域
共同漁業	鳥羽市の地先海面
区画漁業 （藻類養殖業、貝類養殖業）	鳥羽市、志摩市及び南伊勢町の地先海面

4　公述の方法
　公聴会で意見を述べようとする者（3に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。
(1)　公聴会に出席して意見を述べる。
(2)　公聴会には出席せず、文書で意見を提出する。（ただし、郵送又は持参に限る。）
　文書で意見を提出する場合の提出期限
　提出期限：平成25年3月15日（金）午後5時必着
　提 出 先：〒514-0004　津市栄町一丁目954　三重県栄町庁舎4階
　三重海区漁業調整委員会事務局
　提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成25年4月26日まで縦覧に

供します。

平成 25 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成 25 年 2 月 26 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　四日市の交通と街づくりを考える会

(2)　代表者の氏名

上野　理志

(3)　主たる事務所の所在地

四日市市小古曽 2 丁目 5 番地 1

(4)　定款に記載された目的

この法人は、四日市市を中心とする総合的な公共交通の適切かつ永続性のある在り方を検討し、広く一般に公共交通の重要性と街づくりにおける必要性を啓発する事業を行い、もって四日市市を中心とする地域住民が安心して暮らせる豊かな街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 25 年 4 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成 25 年 2 月 26 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　松阪障害者労働センター・ポケットハウス

(2)　代表者の氏名

宮本　正人

(3)　主たる事務所の所在地

松阪市東町 157 番地 3

(4)　定款に記載された目的

この法人は、松阪市内の障害者市民をはじめとするすべての市民に対して、障害者および障害者団体との連携を深め、人権相談、啓発、行政などへの要請活動、自立支援活動等の事業を行い、もって障害者差別をはじめとするあらゆる差別の解決および当事者主権のまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成 25 年 4 月 26 日まで縦覧に供します。

平成 25 年 3 月 5 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日

平成 25 年 2 月 26 日

2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1)　名称

特定非営利活動法人　海虹路（エコロ）

(2)　代表者の氏名
　池田　比早子
(3)　主たる事務所の所在地
　尾鷲市中井町7番24号
(4)　定款に記載された目的
　この法人は、三重県及び全国の地域社会とその生活者に対して、教育、文化、芸術、福祉、自然環境、産業振興等に関する事業を行い、地域の社会、生活、自然環境保全、産業の発展及びそれらの循環に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・ＮＰＯ課に備え置いて、平成25年4月26日まで縦覧に供します。

平成25年3月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　申請のあった年月日
　平成25年2月26日
2　申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1)　名称
　ＮＰＯ法人　えん
(2)　代表者の氏名
　萬成　哲也
(3)　主たる事務所の所在地
　伊賀市長田字垣内2063番地の1
(4)　定款に記載された目的
　この法人は、若年無業者及び障がい者等に対して、自立支援に関する就労訓練、居場所提供、情報提供、相談業務等の事業を行い、もって若年無業者及び障がい者等の自立支援に寄与することを目的とする。

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、平成25年2月15日次の者を表彰しました。

平成25年3月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

区　分	名　前	競　技
三重県スポーツ特別賞	町野　英二	陸上競技
三重県スポーツ優秀賞	三重選抜	ラグビーフットボール
〃	木和田　大起	剣道
〃	清水　一輝	マウンテンバイク
〃	高士　拓也	自転車
〃	高橋　侑希	レスリング
〃	藤原　一樹	ボウリング
〃	山下　洸	陸上競技
〃	吉田　彩	ボウリング
〃	吉田　健大	ボウリング
三重県スポーツ新人賞	太田　悠斗	ウエイトリフティング
〃	津田学園高等学校ボウリング部	ボウリング
〃	田嶋　あいか	山岳
〃	志摩市立文岡中学校陸上競技部	陸上競技
スポーツ奨励賞	伊賀フットボールクラブくノ一	サッカー
〃	デンソー女子陸上長距離部	陸上競技

〃	三重県立伊賀白鳳高等学校陸上競技部	陸上競技
〃	後藤　翔太郎	テニス
〃	山田　優	フェンシング
〃	愛敬　彰太郎	陸上競技
三重県スポーツ功労団体賞	株式会社エクセディ	
〃	株式会社デンソー大安製作所	

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成24年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成25年3月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

製造事業所等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要													違反の内容
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	TDN	ME	その他の検査		
															（水分）	（可溶無窒素）	
				%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	Kcal／kg			
株式会社フローラ柳町工場四日市市柳町8番地	同左	ニオワンダフル	平成24年11月	0.02	0.04	—	—	0.0	88.57	—	—	—	—	—	8.67	—	
三重化糧株式会社本社工場三重郡川越町大字高松615	同左	明治飼料用オリゴ50	平成24年11月	0.16	0.01	—	—	0.0	41.52	—	—	—	—	—	5.87	—	
株式会社宮川ＴＫ熊内工場多気郡大台町熊内628	同左	宮川竹乳酸発酵飼料	平成24年11月	1.02	0.45	—	—	37.62	1.04	—	—	—	—	—	20.68	—	
株式会社地主共和商会丹生工場多気郡多気町丹生駒ヶ谷4409	同左	EMパワー	平成24年11月	16.42	12.27	—	—	6.93	6.14	—	—	—	—	—	17.94	—	
平和製粉株式会社本社工場津市河芸町大字東千里字新界495-1	同左	ふすま	平成24年11月	16.53	4.93	—	—	7.12	5.37	—	—	—	—	—	13.32	—	
農業組合法人伊賀町モロヘイヤ生産組合本社工場伊賀市小杉1990	同左	新姫乾燥粉末飼料	平成24年11月	9.11	4.27	—	—	11.25	4.15	—	—	—	—	—	9.25	—	
株式会社青山食品サービス青山工場伊賀市北山1189-1	同左	NewSunα	平成24年11月	21.64	10.07	—	—	11.13	3.34	—	—	—	—	—	18.22	—	

敷島スターチ株式会社本社工場鈴鹿市長太栄町５丁目５番１号	同左	グルテンフィード	平成24年11月	20.17	1.74	—	—	6.93	5.73	—	—	—	—	—	11.88	—	

（注）違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量（絶対量）を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、中縄土地改良区（津市芸濃町中縄190-1）の解散を平成25年2月26日認可しました。

平成25年3月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、七保村古里土地改良区（度会郡大紀町滝原1610-1）の解散を平成25年2月26日認可しました。

平成25年3月5日

三重県知事　鈴　木　英　敬

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/